

議案第97号

福岡市立学校職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、学校職員以外の職員及び県費負担の教職員との均衡を図るため、心身の故障による休職から復職し、再び心身の故障のため休職する場合に前の休職期間を通算することとしている期間を改める必要があるによる。

福岡市立学校職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和28年福岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「その休職を発令した日から引き続き」を削り、同項ただし書を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 職員が復職した日から1年以内に再び法第28条第2項第1号に該当する場合には、第1項の休職の期間を定めるに当たり、その復職前の休職期間（この項の規定により通算された休職期間を含む。）を通算する。

第7条第2項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。